

江田島市岸根における開発可能性調査事業  
委託業務に係る公募型プロポーザル  
募集要項

平成31年2月

江 田 島 市  
(企画部企画振興課)

## I 公募型プロポーザルの目的

広島県の総観光客数は増加傾向で推移しており、平成 29 年には 6,989 万人に達している。また、広島市や廿日市市の宮島も同様に増加傾向にあり、平成 29 年にはそれぞれ 1,598 万人、568 万人に達し、うち、インバウンド観光客は 5 年間で 3～4 倍程度と、急激に増加している。

しかしながら、本市の総観光客数は、近年概ね 50 万人台で推移しており、インバウンド観光客も 1 千人程度であり、近隣まで来ている観光客を取り込めていない状況にある。

本市は、平成 29 年度に江田島市観光振興計画を策定し、本市への来訪のきっかけをつくり、観光を産業として育成することにより新たな雇用を生み、江田島市ファンや観光の担い手を増やすことを掲げている。

本市の旧がんね海水浴場一帯は、従前から、そのロケーションを高く評価する声はあるものの、具体的な開発に至っていない。このため、同地を活用し、市の観光関連産業全体のあり方を好転させる可能性のある自然体験型の宿泊施設について、インパクトのある開発プランを提示し、その開発可能性調査を実施することを希望する事業者を募ることにより、本市の活性化を図ることを目的として、公募型プロポーザルを実施するものである。

## II 委託業務内容

### 1 業務名

江田島市岸根における開発可能性調査事業委託業務（以下「本調査事業」という。）

### 2 委託期間

契約締結の翌日から平成 31 年（2019 年）7 月 31 日（水）まで

### 3 業務内容

別紙「江田島市岸根における開発可能性調査事業委託業務基本仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

### 4 概算事業費

10,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

### 5 事務局

江田島市大柿町大原 505 番地 江田島市企画部企画振興課

TEL：0823-43-1630 FAX：0823-57-4433

E-mail：kikaku@city.etajima.hiroshima.jp

## III 応募者の参加資格

### 1 応募者の構成など

#### (1) 応募者の定義

応募者とは、提案する開発プラン及びそれに伴う本調査事業を確実に遂行するために必要な経営能力、技術能力を備えた単体企業又は複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グル

ープ」という。)とする。

(2) 代表企業の選定

応募グループで応募する場合は、代表企業1社を定め、グループを構成する企業の参加表明書(様式第1号)をとりまとめて提出すること。その際、応募グループの構成企業が受け持つ業務範囲等について、構成企業間で交わした協定書(様式任意)の写しを添付すること。

なお、代表企業は、本市との協議の相手方となるとともに、代表企業及び応募グループの構成企業は、提案する開発プラン及びそれに伴う本調査事業の実施について、連帯して責任を負う。

(3) 複数応募の禁止

本調査事業に単独で応募する企業又は応募グループの構成員である企業は、他の応募グループの構成員となることはできない。

## 2 応募者の参加資格要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 提案する開発プラン及びこれに伴う本調査事業の実施に必要な知識、経験、技術的能力を有すること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28号第3項又は第5項の規定による営業停止を受けている者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

オ 破産法(平成16年法律第75号)第17条若しくは第18条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者

カ 国税、地方税を滞納している者

キ 江田島市暴力団排除条例(平成23年江田島市条例第1号)第2条第1号の暴力団及び同条第2号の暴力団員並びに同条第3号の暴力団密接関係者に該当する者

## 3 その他

(1) 上記2の資格については、応募グループの総体で判断する。

(2) 公告日から優先交渉者決定の日までの期間に、応募者が資格など条件を欠くこととなった場合若しくは応募グループの構成員が上記2に抵触した場合は失格とする。

## IV 参加に関する手続

### 1 募集スケジュール

プロポーザルの実施案内(公告)	平成 31 年 2 月 1 日(金)
募集要項等の配布	公示日～平成 31 年 2 月 14 日(木)
質問の受付	公示日～平成 31 年 2 月 15 日(金)
質問に対する本市からの回答期限	平成 31 年 2 月 20 日(水)
参加表明書の提出期限	平成 31 年 2 月 22 日(金)午後 5 時
辞退届の提出期限	平成 31 年 3 月 1 日(金)午後 5 時
企画提案書の提出期限	平成 31 年 3 月 11 日(月)午後 5 時
プレゼンテーション, 選考	平成 31 年 3 月 18 日(月)
選考結果の通知	平成 31 年 3 月下旬

### 2 募集要項等の配布

#### (1) 配布方法

江田島市役所企画部企画振興課(江田島市役所本庁舎 3 階)で配布する。なお、江田島市ホームページからもダウンロード可能とする。

#### (2) 配布期間

公示日から 2 月 14 日(木)まで

### 3 質問書の受付

#### (1) 提出方法

本プロポーザルに係る質問がある場合には、「質問書(様式第 3 号)」を記入の上、事務局宛てに Eメールまたは F A X で提出すること。なお、質問書を送信した際には必ずその旨を事務局宛てに連絡し、質問書の着信を確認すること。

#### (2) 質問の受付期間

公示日から 2 月 15 日(金)まで (江田島市役所の閉庁日を除く)

#### (3) 質問への回答

質問書の提出があった場合には、2 月 20 日(水)を期限として質問者に対し随時回答する。また、ホームページでも随時その内容を公表する。

## 4 参加表明書の提出

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本募集要項、仕様書及び江田島市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。

ア 参加表明書	様式第1号
イ 会社概要書	様式第2号
ウ 法人登記簿謄本	履歴全部事項証明書で申請日から3ヶ月以内に発行されたもの
エ 印鑑登録証明書	申請日から3ヶ月以内に発行されたもの
オ 納税証明書	平成29年度の国税及び本店所在地の地方税に未納がないことを証する証明書(納税証明書や完納証明書など)で、申請日から3ヶ月以内に発行されたもの
カ 財務諸表等の写し	直近決算の財務諸表及び税務申告書の写しなど

### (2) 提出期間

公告日翌日の8時30分から平成31年2月22日(金)午後5時まで(江田島市役所の閉庁日を除く)

### (3) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)により事務局へ提出すること。

## 5 企画提案書の提出

企画提案書は、次の記載内容の項目を全て記したうえで、提案書類提出書(様式第5号)とともに提出すること。

### (1) 企画提案書への記載内容

表紙には「江田島市岸根における開発可能性調査事業委託業務 企画提案書」と記載するとともに、応募者名を記載すること。

#### ア 事業実施に関する基本的な内容

##### (ア) 推進体制

- a 本調査事業の全体管理責任者を明らかにするとともに、推進体制図を作成すること。
- b 5(1)イで提案する開発プランの推進体制を明らかにすること。

##### (イ) 類似事業等に関する業務実績

提案する開発プランの整備運営に関する実績(名称、所在地、事業開始年次、事業内容、整備事業費)を記載すること。(複数記載可)

##### (ウ) 本調査事業の業務実施スケジュール

#### イ 開発プランに関する企画提案

現段階で検討している内容を次の項目により具体的に記載すること。なお、各項目において記載すべき内容は、仕様書を参照のこと。なお、概算事業費や収支見込などの詳細は、開発可能性調査を経て精査されるものであるため、現段階における想定で差し支えない。

##### (ア) 開発プランの概要に関すること

- a ターゲット層の設定
- b 開発プランのコンセプト
- c 整備する施設の概要及び配置イメージ図

(イ) 施設運営に関すること。

- a 施設の運営開始後10年間で見込む施設利用者数及び経済効果・広告宣伝効果  
※可能な範囲で数値で示すこと。なお、数値で示す場合は、算出根拠を付記すること。
- b 立上時に要する概算事業費及び応募者又は応募グループが投じる予定の自己資金見込額

※次の様式により示すこと。(行は、必要に応じて追加削除すること。)

項目	内容	概算額(千円)
建築・施設整備に関する経費		
小計		
開業準備に関する経費		
小計		
合計		
自己資金見込額		
その他の想定する資金調達先(※IV5(1)イ(ウ) bと整合を図ること)		

- c 施設の運営開始後の収支見込み

※次の様式により示すこと。(行は、必要に応じて追加削除すること。)

項目	施設の収支状況の見込み(千円)				
	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目
収入					
小計					
支出					
小計					
差引					

- d 施設の運営体制
- e 地元雇用及び調達の方針
- f 集客プロモーションの方針
- g 施設運営開始までのスケジュールの概要

(ウ) 開発プランの実現に向けた役割分担

- a 応募グループにより開発プランを実行する場合は、構成企業の役割分担
- b 行政その他の団体等に対し、経費負担など役割分担を求める場合は、その内容

※真に効果及び実現性の高い開発プランとするために、立上時に必要な経費に対し、行政からの支援が必要な場合は、それを見込む仮定での開発プランとして差し支えない。

ウ その他

企画提案書の付属資料として、本調査事業の実施に係る見積書を別途提出すること。見積書には、業務に係る総額及び各業務の費用明細を記載すること。なお、この見積書は、参考に提出を求めるものであり、契約の締結に当たっては、別途見積書の提出を求める。

(2) 提出部数

ア 提出部数

正本 1 部, 副本 14 部

イ 書式体裁

企画提案書は、A 4 判とすること。

ウ その他

企画提案書は、1 者 1 提案とする。また、採用された提案の著作権は、江田島市に帰属する。

(3) 提出期限

平成 31 年 3 月 11 日 (月) 午後 5 時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送により事務局へ提出すること (期限内必着)。なお、郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。

## 6 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書を提出した応募者に対してプレゼンテーションの実施を求めるとともに、必要に応じてヒアリングを実施する。プレゼンテーションは提出済みの企画提案書を用いて行うこととし、追加資料の提出を認めない。なお、プレゼンテーションの詳細な日時、場所、内容等については、事務局から応募者に通知する。

(1) 日 時

平成 31 年 3 月 18 日 (月) (予定)

(2) 場 所

江田島市役所 (予定)

(3) 内容

プレゼンテーション時間は、説明及び質疑応答を含め 30 分程度 (予定)

## V 参加辞退

参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、平成 31 年 3 月 1 日 (金) 午後 5 時までに、辞退届 (様式第 4 号) を提出すること。

## VI 選考方法

### 1 企画提案書等の審査

(1) 企画提案書の審査は、岸根における開発可能性調査事業委託業務に係る公募型プロポーザル方

式受託者特定審査委員会により行う。

- (2) 応募者について、プレゼンテーション実施後、企画提案書の評価項目に対し評価を行うとともに、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。
- (3) 評価項目により審査委員による採点を行い、その結果に基づき、評価点数の総合計が最高得点の応募者を事業候補者（優先交渉権者）とし、2番目の得点の者を次点候補者として選定する。  
最高得点の応募者が複数の場合は、審査委員会の議決により選定する。
- (4) 応募者が1者の場合であっても、審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が基準を満たしていると認められた場合には、その応募者を事業候補者として選定する。
- (5) 審査結果は応募者に文書にて通知する。
- (6) 審査結果は、原則として公開する。なお、審査結果に対する異議の申立ては、できない。

## 2 失 格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を経過してから企画提案書等を提出した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) その他、本募集要項に違反すると認められた場合

## 3 審査基準

評価項目		配点
ア 推進体制・業務実績		25
推進体制 業務実績	【5(1)ア(ア)a】本調査事業を確実に履行できることが見込まれる体制となっているか。	5
	【5(1)ア(ア)b】開発プランを確実に履行できることが見込まれる体制となっているか。	10
	【5(1)ア(イ)】開発プランを実行する知見やノウハウを有していると思込まれるか。	10
イ 企画提案の内容		75
提案内容	① 【5(1)イ(ア)a】ターゲット層の設定が本市の現状に鑑みて妥当か。	5
	② 【5(1)イ(ア)bc】開発プランのコンセプトや整備する施設の概要は、市の観光関連産業のあり方を好転させる可能性が感じられるものか。	20
	③ 【5(1)イ(イ)a】施設の利用者数や経済効果・広告宣伝効果（見込み）が現実的かつ魅力のあるものか。	15
	④ 【5(1)イ(イ)bc d】概算事業費や収支見込み、運営体制が現実的かつ実現性の高い内容か。	10
	⑤ 【5(1)イ(イ)e】地元雇用や調達の方針が妥当かつその効果が期待できるものか。	10
	⑥ 【5(1)イ(イ)f】プロモーションの方針が妥当かつその効果が期待できるものか。	10
	⑦ 【5(1)イ(ウ)b】他に対し求める役割分担が実施可能と思込まれるものか。	5
合 計		100

## VII その他

- 1 企画提案書の作成、応募、プレゼンテーションへの参加など、本プロポーザル提案に要する費用は参加者の負担とする。
- 2 提出された書類等は、返却しない。なお、提出された書類等は、本市において、審査及び説明の



目的のため複写して使用できることとする。ただし、応募者に無断で本プロポーザルの審査以外に使用しない。

3 提出した企画提案書と見積書の提出期限後の差替え，追加，削除等は，認めない。